

母子家庭等医療費助成

医療機関で受診した場合、保険診療にかかった医療費の自己負担分について助成する制度です。

対象：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、両親のいない児童を養育している養育者とその児童。

※子ども及び母(父)親の医療費の被保険者負担分の全額
※世帯及び同居家族に所得税が課税されている方がいる場合は、対象になりません。

※受給者証交付申請書を提出した翌日から医療費が助成されます。

児童扶養手当

いろいろな事情から父親または母親と一緒に生活できないでいる子どもの健やかな成長と生活の安定をめざした手当です。

対象：18歳に達した最初の3月31日までの子どもを扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、または両親のいない子どもを養育している養育者で、支給要件を満たす方。

<本体額> (H30.4~)
全部支給 42,500円/月 一部支給 42,490円~10,030円/月
<第2子加算額>
全部支給 10,040円 一部支給 10,030円~5,020円
<第3子以降加算額>
全部支給 6,020円 一部支給 6,010円~3,010円

※請求者および請求者と同居している扶養義務者の前年所得により、支給額が決定し、減額あるいは支給停止となる場合もあります。また、手当額は、物価の変動等の要因により改定される場合があります。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金

就学支度資金

母子家庭・父子家庭の経済的な援助として、扶養している子どもが、小・中・高等学校、高等専門学校、修業施設ならびに短大、大学へ入学、入所する際に必要な経費を貸し付けます。

※貸付にあたっては、事前に審査があります。

※小学校、中学校は定額、高校以上は校種別、公私立別
通学条件により貸付金額が異なります。

修学資金

母子家庭・父子家庭の経済的な援助として、扶養している子どもが、高校、大学、高等専門学校に修学するのに必要な経費を貸し付けます。

※貸付にあたっては、事前に審査があります。

※学年別、公私立別、通学条件によって貸付金額が異なります。

母子生活支援施設(母子寮)

配偶者のいない母とその子どもを保護し、居宅を提供するとともに、母子家庭の自立を助けるための生活相談や支援を行う施設です。

対象：18歳に達した最初の3月31日までの子どもを養育している母子家庭の母とその子ども。

※費用は、その世帯の課税状況に基づいて決定されます。

母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母親等が就職に役立つ技能や資格の取得のために各種講座を受講したり、各種学校などの養成機関で修業する場合などに、給付金を支給する制度です。

対象：市内在住の母子家庭の母親、父子家庭の父親であって支給要件を満たす方。

・自立支援教育訓練給付 ・高等技能訓練促進費

※助成を受けるには、事前相談が必要です。

ひとり親家庭就学支援事業(新規事業)

就学に係る負担軽減に寄与することを目的とし、ランドセルの購入費用の一部を助成します。

対象：小学校に入学する児童を監護し、児童扶養手当を受給するひとり親世帯

※助成金額は、対象児童ひとりについて3万円以内

※申請回数は、対象児童について1回限り

※対象者には、市より通知あり

ひとり親家庭等子育て支援助成金 (ファミリー・サポート・センター)

ファミリー・サポート・センターを利用した際に支払った利用料の一部を助成する事により、ひとり親世帯等の子育てに係る経済的な負担の軽減を図る助成金交付制度です。

対象：生後4か月~小学校6年生までのお子さんをお持ちの本事業のお願い会員で、児童扶養手当等の支給を受けている方。

助成額：支払った利用料の1/2額(その額に10円未満の端数がある場合は切り捨て)を利用者からの申請に基づき、後日指定口座に振り込みます。

※交通費や食事代の実費、キャンセル料等は助成の対象外です。

※助成を受けるには、事前に登録が必要となります。

放課後児童クラブ利用支援事業

ひとり親家庭の児童クラブの利用料を軽減する事業です。

対象：児童扶養手当を受給するひとり親世帯

※申し込み時に、児童扶養手当受給者証のコピーを提出してください。